

## 中国産品に対する米国のCVD・AD措置事件 (DS449)

(申立国：中国 / 被申立国：米国)

(パネル報告 WT/DS449/R、配布日：2014年3月27日)

(上級委員会報告 WT/DS449/AB/R、配布日：2014年7月7日)

水島 朋則 (名古屋大学)

### I 事実の概要

#### 〔I-A〕事件の背景および問題となっている米国の措置

1984年： 米国商務省がソ連等からの輸入について相殺関税調査を開始するが、非市場経済国からの輸入には相殺関税法が適用されないと決定

1986年9月18日： Georgetown Steel 事件連邦巡回区控訴裁判決  
米国商務省の決定を支持

‘Congress elected to deal with the problem under the antidumping law and not under the countervailing duty law.’ ‘Congress has decided that the proper method for protecting the American market against selling by nonmarket economies at unreasonably low prices is through the antidumping law. This law ... provides a remedy ... If that remedy is inadequate to protect American industry from such foreign competition ... it is up to Congress to provide any additional remedies it deems appropriate.’

1986年～2006年： 非市場経済国からの輸入に相殺関税法を適用する権限を米国商務省に与える法律の制定に向けた試み

2006年11月： 米国商務省が中国からの輸入 (CFS 紙) について相殺関税調査を開始

2007年4月： 米国商務省が相殺関税法を中国からの輸入に適用できるとの予備的決定

2007年12月： 米国商務省の最終決定

→ 非市場経済国からの輸入に対する相殺関税賦課命令

cf 中国産品に対する米国の確定 AD・CVD 事件 (DS379) (2011年度報告書 (伊藤委員) 参照)

2008年9月： 中国が協議要請

2010年10月： パネル報告 (二重救済は SCM 協定 19.4 条等に違反しない)

2011年3月： 上級委員会報告 (二重救済は SCM 協定 19.3 条違反)

2011年11月29日： GPX V 事件連邦巡回区控訴裁

相殺関税法は非市場経済国からの輸入には適用されない

‘The legislative history from both 1988 and 1994 demonstrates that Congress believed the countervailing duty law could not be applied to NMEs under *Georgetown Steel*, ...’

‘[C]ountervailing duties cannot be applied to goods from NME countries. ...[I]f Commerce believe that the law should be changed, the appropriate approach is to seek legislative change.’

→ 米国政府が全員法廷での再審査を求める

2012年3月13日： 「補助金相殺関税に関する1930年関税法の規定の非市場経済国への適用等に関する法律」(United States Public Law 112-99) (以下、米国112-99法)の制定

### **Section 1. Application of Countervailing Duty Provisions to Nonmarket Economy Countries.**

(a) In General.—Section 701 of the Tariff Act of 1930 ... is amended by adding at the end the following:

(f) Applicability to Proceedings Involving Nonmarket Economy Countries.—

(1) In General.—Except as provided in paragraph (2), the merchandise on which countervailing duties shall be imposed under subsection (a) includes a class or kind of merchandise imported, or sold (or likely to be sold) for importation, into the United States from a nonmarket economy country.

(2) Exception.—A countervailing duty is not required to be imposed under subsection (a) on a class or kind of merchandise imported, or sold (or likely to be sold) for importation, into the United States from a nonmarket economy country if the administering authority is unable to identify and measure subsidies provided by the government of the nonmarket economy country or a public entity within the territory of the nonmarket economy country because the economy of that country is essentially comprised of a singly entity.

(b) Effective Date.—Subsection (f) of section 701 of the Tariff Act of 1930, as added by subsection

(a) of this section, applies to—

(1) all proceedings initiated ... on or after November 20, 2006;

(2) all resulting actions by U.S. Customs and Border Protection; and

(3) all civil actions, criminal proceedings, and other proceedings before a Federal court relating to proceedings referred to in paragraph (1) or actions referred to in paragraph (2).

**Section 2. Adjustment of Antidumping Duty in Certain Proceedings Relating to Imports from Nonmarket Economy Countries.**

(a) In General.—Section 777A of the Tariff Act of 1930 ... is amended by adding at the end the following:

(f) Adjustment of Antidumping Duty in Certain Proceedings Relating to Imports from Nonmarket Economy Countries.—

(1) In General.—If the administering authority determines, with respect to a class or kind of merchandise from a nonmarket economy country for which an antidumping duty is determined using normal value pursuant to section 773(c), that—

(A) pursuant to section 701(a)(1), a countervailable subsidy ... has been provided with respect to the class or kind of merchandise,

(B) such countervailable subsidy has been demonstrated to have reduced the average price of imports of the class or kind of merchandise during the relevant period, and

(C) the administering authority can reasonably estimate the extent to which the countervailable subsidy referred to in subparagraph (B), in combination with the use of normal value determined pursuant to section 773(c), has increased the weighted average dumping margin for the class or kind of merchandise,

the administering authority shall, except as provided in paragraph (2), reduce the antidumping duty by the amount of the increase in the weighted average dumping margin estimated by the administering authority under subparagraph (C).

(2) Maximum reduction in antidumping duty.— [略]

(b) Effective Date.—Subsection (f) of section 777A of the Tariff Act of 1930, as added by subsection (a) of this section, applies to—

(1) all investigations and reviews initiated ... on or after the date of the enactment of this Act; and

(2) subject to subsection (c) of section 129 of the Uruguay Round Agreements Act ..., all determinations issued under subsection (b)(2) of that section on or after the date of the enactment of this Act.

2012年8月31日： 米国が勧告（DS379）の実施を通告

2012年9月28日： 米国の実施通告（DS379）に中国が異議

## 〔I-B〕違反が申し立てられた規定

〔当初〕(a) 米国 112-99 法 1 条に関して： GATT 10 条 1、10 条 2、10 条 3(a)、10 条 3(b)

(b) 米国 112-99 法 2 条に関して： GATT10 条 3(a)

(c) 2006 年 11 月 20 日～2012 年 3 月 13 日に開始された調査について二重救済(double remedies)を確認・回避するために必要な法的権限の欠如に関して：

SCM 協定 10 条、15 条、19 条、21 条、32 条、AD 協定 9 条、11 条、GATT 6 条

(d) 2006 年 11 月 20 日～2012 年 3 月 13 日に開始された調査について二重救済を調査・回避しなかったことに関して：

SCM 協定 10 条、15 条、19 条、21 条、32 条、AD 協定 9 条、11 条、GATT 6 条

〔最終〕(a) 米国 112-99 法 1 条に関して： GATT 10 条 1、10 条 2、10 条 3(b)

(b) 2006 年 11 月 20 日～2012 年 3 月 13 日に開始された調査について二重救済を調査・回避しなかった結果として課された相殺関税に関して：

SCM 協定 10 条、19.3 条、32.1 条

## 〔I-C〕手続の時系列

2012 年 9 月 17 日： 中国が協議要請

11 月 19 日： 中国がパネル設置要請

12 月 17 日： パネル設置

2013 年 3 月 15 日： 米国が先決的裁定を要請

6 月 7 日： パネル先決的裁定の配布

11 月 15 日： パネル暫定報告の配布

12 月 20 日： 当事国への最終報告の配布

2014 年 3 月 27 日： パネル報告配布

4 月 8 日： 中国が上訴

4 月 17 日： 米国が上訴

7 月 7 日： 上級委員会報告配布

7 月 22 日： DSB がパネル・上級委員会報告を採択

8 月 21 日： 米国が勧告の実施意思通知

## II パネル報告の要旨

### 7. 1 DSU 6.2 条の下での先決的裁定 (paras 7.1-7.5)

問題を明確に提示するために十分な法的根拠についての簡潔な要約が付されていないため中国のパネル設置要請は DSU 6.2 条に合致しないということを、米国は証明していない。パネル設置要請は SCM 協定 10 条、19 条、32 条を一般的に参照しているが、問題となっているのは 10 条、19.3 条、32.1 条の義務であると推論できる。また、中国のパネル設置要請では米国の措置とこれらの義務とが結びついていないということを、米国は証明していない。SCM 協定 10 条、19 条、32 条以外に基づく主張に関して、パネル設置要請が DSU 6.2 条に合致しないかどうかについての裁定を求める米国の要請を斥け、SCM 協定 10 条、19 条、32 条に基づく主張に関して、パネル設置要請が DSU 6.2 条に合致しないという裁定を求める米国の要請を斥ける (7.4)。

### 7. 2 認定が求められている主張 (paras 7.6-7.9)

### 7. 3 問題となっている措置 (paras 7.10-7.15)

#### [7.3.1] 米国 112-99 法 1 条 (paras 7.10-7.12)

#### [7.3.2] 相殺関税調査および行政上の見直し (paras 7.13-7.15)

### 7. 4 GATT 10 条 1 に関する中国の主張 (paras 7.16-7.94)

#### [7.4.1] 米国 112-99 法 1 条は、「関税、租税その他の課徴金の率に関する」または「輸入……の要件、制限若しくは禁止に関する」「一般に適用される法令」か (paras 7.21-7.57)

##### [7.4.1.1] 法令 (paras 7.25-7.28)

##### [7.4.1.2] 一般に適用される法令 (paras 7.29-7.48)

特定の国を対象とする措置であるからといって、それが「一般に適用される」ものである可能性は排除されない (US—Underwear パネル報告・上級委員会報告) (7.32-7.33)。法令等が「一般に適用される」ものかどうかを評価する際には、①その主題・内容と②その適用対象等を区別することが有用であり、いずれか一方が限定的であるとしても、

「一般に適用される」ものであることは必ずしも否定されない (7.35)。米国 112-99 法が非市場経済国からの輸入にのみ関わることは、それが（一般にではなく）特定の適用される措置であることを必ずしも意味しない (7.39)。米国は、公表前の事態に適用される限りにおいて、米国 112-99 法は特定可能な手続およびそれらの手続の対象となっている輸入に適用されるため、同法を一般に適用される措置とみなすことはできないと主張する (7.41)。しかしながら、米国 112-99 法は、対象となる個別の手続等を特定の明示したりしているわけではなく、「すべての」手続等に適用されるとしている (7.42)。公表前に開始された手続に適用される限りにおいて、対象となる個別の手続が特定できたとしても、それはまさに過去の事態を適用対象としたことの結果にすぎない (7.43)。米国 112-99 法は一般に適用される規定を含んでおり、公表前の事態に適用されることは、一般に適用されることを妨げるものではない (7.48)。

#### 〔7.4.1.3〕 関税の率または輸入の要件・制限・禁止に関する法令 (paras 7.49-7.56)

##### 〔7.4.1.4〕 結論 (para 7.57)

米国 112-99 法 1 条は、「一般に適用され」、「関税の率」に「関する」「法令」である (7.57)。

#### 〔7.4.2〕 米国 112-99 法 1 条は、いつ「効力を生じ」たか (paras 7.58-7.78)

中国は、米国 112-99 法は 2006 年 11 月 20 日に「効力を生じ」たと主張する (7.59)。米国は 2012 年 3 月 13 日と主張する (7.61)。「効力を生じ」たとされる状況として、EC—IT Products パネル報告は、①当該措置が正式に公布されているか発効している状況と、②正式には未公布・未発効であっても、實際上、効果をもち、運用されている状況の 2 つのタイプを指摘している (7.66)。米国 112-99 法が正式に効果をもったのは 2012 年 3 月 13 日であり、米国がそれ以前に同法を、實際上、効果をもつようにしたことを示す証拠はなく、同法が「効力を生じ」たのは、2012 年 3 月 13 日であると推定される (7.67)。他方で、同法 1 条は、「実施日 (effective date)」を 2006 年 11 月 20 日と定めている (7.68)。しかし、仮に同法 1 条が「効力を生じ」たのが 2006 年 11 月 20 日であるとした場合には、GATT 10 条 1 に従って、その後「直ちに公表」されなければならないことになるが、それは不可能である (7.73)。米国 112-99 法が「効力を生じ」たのは、2012 年 3 月 13 日であり、2006 年 11 月 20 日 (2012 年 3 月 13 日より前) ではない (7.78)。

[7.4.3] 米国 112-99 法 1 条は、「諸政府及び貿易業者が知ることができるような方法により、直ちに公表」されたか (paras 7.79-7.87)

米国 112-99 法 1 条は (中国が主張するように 2006 年 11 月 20 日ではなく) 2012 年 3 月 13 日に効力を生じ、その日に公表されており (7.86)、「直ちに」公表されたと言える (7.87)。

[7.4.4] 全体的結論 (paras 7.88-7.89)

米国 112-99 法 1 条は、「一般に適用され」、「関税の率」に「関する」「法令」であり、2012 年 3 月 13 日に「効力を生じ」とともに、「直ちに」公表された (7.88)。中国は、米国が GATT 10 条 1 に違反したことを証明していない (7.89)。

7. 5 GATT 10 条 2 に関する中国の主張 (paras 7.90-7.241)

No measure of general application taken by any contracting party effecting an advance in a rate of duty or other charge on imports under an established and uniform practice, or imposing a new or more burdensome requirement, restriction or prohibition on imports ... shall be enforced before such measure has been officially published.	締約国が執る一般に適用される措置で、確立された統一的慣行に基いて輸入について課せられる関税その他の課徴金の率を増加し、又は輸入について……新たな若しくは一層重い要件、制限若しくは禁止を課するものは、その正式の公表前に実施してはならない。
--	--

米国 112-99 法 1 条が GATT 10 条 2 に違反すると言うためには、それが「[加盟国] が執る一般に適用される措置で、確立された統一的慣行に基いて輸入について課せられる関税その他の課徴金の率を増加し、又は輸入について……新たな若しくは一層重い要件、制限若しくは禁止を課すもの」であり、かつ、その「正式の公表前に実施」されたことを中国は証明しなければならない (7.93)。この 2 つの要素は、特定の順序で取り上げなければならないものではない。本事件においては、いくつかの理由から (1 つには、前者に関してはパネルのメンバーの 1 人が多数意見とは異なる意見をもっている)、第 2 の要素をまず取り上げる (7.94)。

[7.5.1] 米国 112-99 法 1 条は、その「正式の公表前に実施」されたか (paras 7.95-7.127)

GATT および WTO 協定の趣旨・目的を考慮した場合、GATT 10 条 2 は、正式の公表前に生じた事態について、その対象となる措置を実施することを禁止するものと解すべきであ

る (7.111)。GATT 10 条 2 が禁止しているのは、加盟国の行政当局や裁判所が、①同条の対象に含まれる措置を、その正式の公表前に実施（あるいは適用）するために行動すること、また、②そのような措置を、その正式の公表前に生じた事態に関して実施（あるいは適用）することである (7.118)。米国は、112-99 法 1 条をその正式の公表前に「実施」した (7.127)。

〔7.5.2〕 米国 112-99 法 1 条は、「[加盟国] が執る一般に適用される措置で、確立された統一的慣行に基づいて輸入について課せられる関税その他の課徴金の率を増加し、又は輸入について……新たな若しくは一層重い要件、制限若しくは禁止を課すもの」か (paras 7.128-7.209)

〔7.5.2.1〕 WTO 加盟国が執る一般に適用される措置 (paras 7.131-7.139)

米国 112-99 法 1 条は、GATT 10 条 2 の「措置」に当たる (7.136)。同条は、一般に適用される規定を含んでいる (7.139)。

〔7.5.2.2〕 確立された統一的慣行に基づいて輸入について課せられる関税その他の課徴金の率を増加し、または輸入について新たな若しくは一層重い要件、制限若しくは禁止を課す措置 (paras 7.140-7.208)

「率を増加」するかどうかを判断するには、ある特定の製品の輸入に課される新しい関税その他の課徴金の率と過去（当初）の率を比較することが必要である。このことに照らせば、‘under an established and uniform practice’（「確立された統一的慣行に基づいて」）という語句は、率を増加するかどうかを示すために用いられる過去の率を特定するのに役立つものである。すなわち、GATT 10 条 2 において行われるべき比較は、問題となっている措置によって実施される新しい率と、確立された統一的慣行に基づいて過去に適用されていた率との間の比較である (7.155)。GATT 10 条 2 が想定しているように、確立された統一的慣行に基づいて関税その他の課徴金の率が適用されている場合、そのような慣行は、将来の輸入に適用される率に関して貿易業者や諸政府に期待をもたらす。GATT 10 条 2 は、過去の確立された統一的慣行に基づいて決定を行うリスクから貿易業者や諸政府を保護するものである (7.157)。

この語句（‘under an established and uniform practice’）に関わるもう 1 つの争点は、輸入国の国内法上合法的慣行と違法な慣行とを区別すべきかどうかである (7.158)。米国 112-99 法制定前の米国商務省の慣行が米国内法上合法であったかどうかについて両当事国が議論しているため、パネルは、この問題を扱うことが GATT 10 条 2 の検討のために意味をもち得る（少なくとも不適切ではない）という前提で判断する。当該慣行が違法で



あったとパネルが判断する場合には（その場合のみ）、GATT 10 条 2 の下での検討を行うために（違法であるにもかかわらず）そのような慣行に依拠することができるかどうかを判断しなければならなくなる（7.159）。米国 112-99 法制定以前において米国商務省の慣行が違法であったかどうかを判断するにあたってパネルが採用するアプローチには、関係機関の慣行が国内裁判所によって違法と判断され、当該慣行の中止や変更が必要であったかどうかの検討が含まれる。このような裁判所の判断がない場合には、関係機関の慣行は合法であると推定すべきである（ただし、当該加盟国の国内法によってこの推定は覆されることがある）（7.165）。このようなアプローチは、GATT 10 条 3(b)によっても支持される（7.166）。

記録からは、2006 年 11 月（少なくとも 2007 年 4 月）から 2012 年 3 月までの期間において、非市場経済国としての中国からの輸入に対する相殺関税の適用に関して、米国商務省の確立された統一的慣行が存在するという見解が支持される（7.169）。そのような米国商務省の慣行が米国の裁判所によって違法と判断された例はない（7.173）。2006 年 11 月（少なくとも 2007 年 4 月）から 2012 年 3 月までの期間において、非市場経済国としての中国からの輸入に適用される「関税の率」に関して、米国商務省の確立された統一的慣行が存在し、当時の米国の法の下において、米国商務省がその慣行を合法的に維持・発展できなかったと判断する理由はない（7.186）。米国 112-99 法 1 条は、非市場経済国としての中国からの輸入に対する相殺関税の率を増加していない（7.189）。米国 112-99 法 1 条が「確立された統一的慣行に基いて輸入に課せられる関税その他の課徴金の率を増加」する規定であることを、中国は証明していない（7.191）。米国 112-99 法の制定の前後を問わず、米国商務省は、非市場経済国としての中国からの輸入に対して相殺関税法を適用してきた（7.204）。米国 112-99 法は、以前の慣行の下では米国商務省が課していなかった要件や制限を、非市場経済国としての中国からの輸入に課すものではなく、中国からの輸入について新たなまたは一層重い要件・制限を課すものではない（7.206）。米国 112-99 法 1 条が「輸入について……新たな若しくは一層重い要件、制限若しくは禁止を課す」規定であることを、中国は証明していない（7.208）。

#### 〔7.5.2.3〕 結論（para 7.209）

米国 112-99 法 1 条は、米国が執る一般に適用される措置を含むが、確立された統一的慣行に基づいて輸入に課される関税その他の課徴金の率を増加するものでも、輸入について新たなまたは一層重い要件・制限・禁止を課すものでもない（7.209）。

### [7.5.3] 全体的結論 (paras 7.210-7.211)

米国 112-99 法 1 条は、その正式の公表前に「実施」されており、米国が執る「措置」であり、「一般に適用される」規定を含んでいるが、確立された統一的慣行に基づいて輸入に課される関税その他の課徴金の率を「増加」するものでも、輸入について「新たな若しくは一層重い」要件・制限・禁止を課すものでもない (7.210)。米国 112-99 法 1 条について、米国が GATT 10 条 2 に違反したことを中国は証明していない (7.211)。

### [7.5.4] 反対意見 (paras 7.212-7.241)

米国 112-99 法が関税その他の課徴金の率を増加したかどうか、また、「輸入について……新たな若しくは一層重い要件、制限若しくは禁止」を課したかどうかを検討しなければならない (7.213)。検討の出発点となるべきものは米国 112-99 法であるが、上級委員会は、WTO 紛争において関連する国内法を検討するパネルに対して、関連する法律や法的文書の文言を出発点とした上で、適切な場合には、そのような法律の適用、国内裁判所の判決、法律家の専門的意見や学説を検討するように指示してきた (US—Carbon Steel, 157)。GATT 10 条 2 における比較の文脈では、問題となっている措置を（それが取って代わった）過去の国内法と比較することが求められる。本事件において行われるべきなのは、米国 112-99 法制定前の関税法と制定・公表後の関税法との間の比較である (7.214)。米国 112-99 法の文言から明らかなのは、その制定前は、米国関税法は非市場経済国に適用されなかったということである。仮に関税法が非市場経済国からの輸入にも既に適用されていたのであれば、米国 112-99 法を制定する意味は何なのだろうか。同法 1 条は、非市場経済国からの輸入に対する関税を（それまでは課されていなかった相殺関税が課されるという意味で）増加し、正式の公表前に実施された (7.216)。米国 112-99 法は「輸入について……新たな若しくは一層重い要件」を課すものである。相殺関税調査の対象となるということは、輸入について課される「要件」であり、相殺関税手続から免除されるよりも「一層重」く、また、同法の制定前は存在しなかったという意味で「新たな」ものである (7.217)。米国 112-99 法 1 条は既存の関税法の明確化にすぎないという米国の議論によって、同法が関税の率を増加するものであるという結論が変わるかどうかは疑問である。仮に米国の議論を受け入れるとしても、GPX V 事件連邦巡回区控訴裁判決を覆す効果をもったのであり、同法の正式の公表前に課された相殺関税の継続を認める効果をもった。また、米国の議論に従うとしても、米国商務省は非市場経済国からの輸入に相殺関税を課す権限をもっていたのであり、相殺関税の賦課が求められていたわけではない。ところが、米国 112-99 法は相殺関税の賦課を義務づけたのであり、また、2006 年 11 月 20 日以降に開始された手続に遡及的に適用されるのである (7.220)。「一般に適用される措置」が「輸入について課せられる関税

その他の課徴金の率を増加し」たかどうかを判断するためには、そのような措置により実施される関税の率を、そのような措置がなければ存在する率と比較する必要がある。本事件の場合は、米国 112-99 法により導入された関税の率と、同法が制定されなければ存在するであろう関税の率との比較である (7.229)。米国 112-99 法が制定されなければ、GPX V 事件連邦巡回区控訴裁判決は終結判決となり、米国商務省は非市場経済国に関わるすべての相殺関税を撤回し、すべての相殺関税手続を終了させなければならなかったであろう。しかし、実際には議会が米国 112-99 法を制定したために、既存の相殺関税は遡及的に合法化され、撤回の必要がなくなったのである。したがって、同法は、それが制定されなければ撤回されていた非市場経済国からの輸入に対する相殺関税を維持するという効果をもったのであり、関税の率を（ゼロから）増加したのである (7.230-7.231)。「確立された統一的慣行」の文言は、関税の率を増加する枠組 (framework) に関連し、その増加が「確立された統一的慣行」の枠組の下で行われることを求めている。本事件で言えば、米国 112-99 法が、米国の関税地域全域で (uniform) 確実に (established) 適用されている (practice) かどうかを検討する必要があり、答えは「然り」である (7.236)。多数意見による「確立された統一的慣行に基いて」という文言の解釈 (7.155) には反対する。EC—IT Products におけるパネルと同様に、この語句は、関税等を増加する「一般に適用される」措置にかかるものと理解する (7.237)。多数意見の解釈は、GATT 10 条 2 の趣旨・目的に反する。GATT 10 条 2 は正式の公表前に関税の率を増加したりすることを禁ずるものであるにもかかわらず、多数意見のような解釈をすると、正式の公表前に関税の率を増加し、「確立された統一的慣行」を予め形成すれば、その後に関税の率を増加する法律を制定しても（「確立された統一的慣行」に基づく過去の率と比較して）率の増加はないということになり、GATT 10 条 2 の違反がおおよそ想定しがたくなる (7.238)。米国 112-99 法の制定により、米国は GATT 10 条 2 に違反した (7.241)。

#### 7. 6 GATT 10 条 3(b)に関する主張 (paras 7.242-7.297)

中国は、米国 112-99 法 1 条が、GATT 10 条 3(b) (関税事項に関する行政上の措置を審査・是正するための裁判所の「判決は、…… [行政上の実施の任に当る] 機関により実施されるものとし、また、[その] 機関の行動を規制するものとする。’) に違反すると主張する (7.243-7.245)。

#### [7.6.1] 問題となっている措置の性質 (paras 7.249-7.259)

## [7.6.2] GATT 10 条 3(b)の解釈 (paras 7.260-7.296)

### [7.6.2.1] GATT 10 条 3(b)は、米国 112-99 法 1 条のような立法措置を執ることを禁止しているかどうか (paras 7.260-7.292)

GATT 10 条 3(b)の明示的な義務は裁判所と行政機関に向けられており、立法機関には言及がない (7.265)。米国 112-99 法 1 条(b)は、制定時に裁判所に係属中か制定後の事件に適用されるものであり、制定時に既に判決が出されている事件には適用されず、同条によって米国商務省が 2012 年 3 月 13 日時点で出されている裁判所の確定判決を実施することを妨げられることはない (7.266)。米国 112-99 法のような立法措置は、GATT 10 条 3(b)第 2 文の義務の範囲には含まれない (7.268)。GATT 10 条 3(b)は 10 条 2 の義務を参照しておらず、このことは、10 条 2 が対象とするものと同じ問題（一般に適用される立法措置）を 10 条 3(b)はカバーしないことを示唆する (7.271)。GATT 10 条 3(b)の文脈に照らして、第 2 文の義務が米国 112-99 法のような立法措置を禁止しているという見解は支持できない (7.274)。Thailand—Cigarettes (Philippines) において上級委員会が明らかにしたように、GATT 10 条 3 は、締約国が個々の貿易業者にデュープロセスの保護を与えることを確保するのに役立つものである (7.277-7.278)。GATT 10 条 3(b)の趣旨・目的に照らして、この規定が米国 112-99 法 1 条のような立法措置を禁止しているという見解は支持できない (7.285)。GATT 10 条 3(b)の準備作業からも、この規定に沿う形で立法機関が法を制定・改正することは禁止されないことが確認される (7.290)。GATT 10 条 3(b)は、米国 112-99 法 1 条のような立法措置を加盟国が執ることを禁止していない (7.291)。

### [7.6.2.2] GATT 10 条 3(b)第 2 文の義務は「組織的」性質のものかどうか (paras 7.293-7.296)

米国は、GATT 10 条 3(b)は「組織 (structure)」的な義務を課すものにすぎず、行政機関の措置を審査・是正するための独立した裁判所を加盟国が「組織」すればよく、個々の判決が行政機関「により実施され」、また、行政機関「の行動を規制する」ことを確保する義務を負うものではないと主張する (7.294)。中国はこのような解釈に反対するが (7.295)、パネルは、GATT 10 条 3(b)第 2 文の義務が (米国の主張する)「組織」的な義務以上のものであると仮定した上で、米国 112-99 法はそれに違反しないと認定しており、いずれにせよ結論に変わりはないため、この問題を検討する必要はない (7.296)。

### [7.6.3] 全体的結論 (para 7.297)

GATT 10 条 3(b)は米国 112-99 法のような立法措置を加盟国が執ることを禁止しておらず、米国は GATT 10 条 3(b)に違反していない (7.297)。

## 7. 7 「二重救済」(SCM協定 19.3 条、10 条、32.1 条) (paras 7.298-7.396)

### [7.7.1] 「二重救済」の概念 (paras 7.303-7.307)

#### [7.7.2] SCM協定 19.3 条の解釈 (paras 7.308-7.352)

DS379 (US—Anti-Dumping and Countervailing Duties (China)) において上級委員会は、非市場経済国のために特別な方式 (NME 方式) で算定されたダンピング防止税を相殺関税と同時に賦課することから生ずる二重救済は「適切な額」の相殺関税の賦課を求める SCM 協定 19.3 条の義務に違反すること、また、同一の補助金を 2 回相殺しているかどうかを「調査」するのは、両税を併課する調査当局であることを認定している (7.308)。

##### [7.7.2.1] DS379 上級委員会報告に照らしたパネルの任務 (paras 7.311-7.317)

パネルは、上級委員会の過去の解釈を出発点としなければならないが、異なる解釈をする「説得力ある (cogent) 理由」があることを示すような議論や証拠の有無が問題となることがあり得る。理由が「説得力ある」場合に含まれるのは、①上級委員会の過去の解釈とは異なる解釈が WTO 協定 9 条 2 に基づいて採択された場合、②上級委員会の過去の解釈が特定の状況においては適切に機能しない場合、③上級委員会の過去の解釈が (上級委員会においては問題とされなかった) 別の規定と抵触する場合、④上級委員会の過去の解釈が誤った事実に基づいてなされた場合である (7.317)。

##### [7.7.2.2] 「適正な額」(SCM 協定 19.3 条) の意味 (paras 7.318-7.326)

米国は、二重救済は「それぞれの場合において適正な額」の相殺関税の賦課を求める SCM 協定 19.3 条の義務に違反するという上級委員会の過去の解釈とは異なる解釈をする「説得力ある理由」を示していないため、パネルは、上級委員会の解釈に基づいて中国の主張について検討する (7.326)。

##### [7.7.2.3] 調査当局は二重救済の存在を調査する積極的義務を負っているかどうか (paras 7.327-7.342)

DS379 において上級委員会は、調査当局には SCM 協定 19.3 条の下で適正な関税の額

を設定する積極的な義務があり、この「積極的な義務」には、十分に相当な調査を行うことが含まれるとした（7.327）。補助金は製品の輸出価格を「ある程度」下げる「可能性が高く（likely）」、そのため、NME方式で算定されたダンピング防止税を相殺関税と併課した場合に二重救済が生ずる「可能性が高い」という一般論（DS379 パネル報告・上級委員会報告）を斥ける十分な理由を米国は示していない（7.341）。米国は、調査当局は相殺関税と（NME方式で算定された）ダンピング防止税の併課が二重救済となっていないかどうかを証拠に基づいて決定する積極的な義務を負っているという上級委員会の過去の解釈とは異なる解釈をする「説得力ある理由」を示していない（7.342）。

〔7.7.2.4〕 遡及的な関税の評価システムの場合に、SCM 協定 19.3 条の義務は初回調査に適用されるかどうか（paras 7.343-7.351）

米国は、遡及的な関税の評価システムの場合に、SCM 協定 19.3 条の義務は初回調査に適用されるという上級委員会（DS379）の了解とは異なる判断をする「説得力ある理由」を示していない（7.351）。

〔7.7.2.5〕 SCM 協定 19.3 条の解釈に関する全体的結論（para 7.352）

米国は、上級委員会（DS379）の SCM 協定 19.3 条の解釈とは異なる解釈をすることを正当化する「説得力ある理由」を示していない（7.352）。

〔7.7.3〕 26 の調査と見直し（paras 7.353-7.392）

〔7.7.3.1〕 問題となっている措置：一連の調査と見直しにおいて米国商務省が二重救済の調査をしなかったこと（paras 7.354-7.366）

中国が求めている認定は、米国商務省が実際に二重救済を課したことなく、相殺関税を決定するにあたって二重救済を調査・回避しなかったことが SCM 協定 19.3 条に違反するというものである（7.359-7.360）。

〔7.7.3.2〕 第 26 手続（Drawn Stainless Steel Sinks）（paras 7.367-7.372）

中国が指摘する 26 の調査と見直しのうち、Drawn Stainless Steel Sinks に関する第 26 手続は、実際には米国 112-99 法の制定後に調査が開始されたものである（7.367-7.368）。Drawn Stainless Steel Sinks について、調査が米国 112-99 法の制定よりも前に開始されたことを中国は証明しておらず、いずれにせよ、二重救済となるかどうかを証拠に基づいて調査することなく米国商務省が相殺関税と（NME方式で算定された）ダンピング防止

税を併課したということを中国は証明しておらず、SCM 協定 19.3 条の違反はない(7.372)。

#### **[7.7.3.3] 第 1～第 25 手続 (paras 7.373-7.392)**

二重救済の存在の証明責任は中国の輸出者にあるという米国商務省の論理は、米国商務省の決定が二重救済の存在を示す証拠の「欠如」に基づいていることを示唆する(7.386)。米国商務省が二重救済の調査を行わなかったのは、(中国が主張するように)米国 112-99 法の制定前に米国商務省が二重救済の調査を行う法的権限を有していなかったからではなく、輸出者が二重救済の存在を示す証拠を提出しなかったという米国商務省の見解のためである(7.387)。第 1～第 25 手続について、米国商務省は二重救済が生ずるかどうかが証拠に基づいて調査することなく同一製品に対して相殺関税と(NME 方式で算定された)ダンピング防止税を併課しており、SCM 協定 19.3 条に違反した(7.392)。

#### **[7.7.4] SCM協定 10 条、32.1 条に関する主張 (paras 7.393-7.395)**

DS379 において上級委員会は、SCM 協定 19.3 条の違反の結果として米国は同 10 条、32.1 条に違反したと認定した(7.393)。第 1～第 25 手続についての SCM 協定 19.3 条違反の結果として、それぞれの手続について同 10 条、32.1 条の違反がもたらされる。SCM 協定 19.3 条の違反を認定しなかった Drawn Stainless Steel Sinks については、同 10 条、32.1 条の違反もない(7.395)。

#### **[7.7.5] 全体的結論 (para 7.396)**

第 1～第 25 手続について、米国商務省は二重救済が生ずるかどうかが証拠に基づいて調査することなく同一製品に対して相殺関税と(NME 方式で算定された)ダンピング防止税を併課しており、米国は SCM 協定 19.3 条、10 条、32.1 条に違反した。第 26 手続に関する中国の主張は斥ける(7.396)。

### **8 結論と勧告 (paras 8.1-8.3)**

[略]

### Ⅲ 上級委員会報告の要旨

#### 4. 1 DSU 6.2 条 (paras 4.1-4.52)

##### [4.1.1] DSU 6.2 条の機能 (paras 4.5-4.9)

##### [4.1.2] パネル設置要請において明示された、問題となっている措置 (paras 4.10-4.14)

##### [4.1.3] 中国のパネル設置要請がDSU 6.2 条に合致しないという米国の主張 (paras 4.15-4.52)

###### [4.1.3.1] パネル設置要請の文面と説明 (paras 4.16-4.45)

中国のパネル設置要請において SCM 協定 19 条のどの項を問題にしているのかが明示されていないとしても、19.3 条であることを特定することは可能であり、また、説明の中で「二重救済」に言及しており、問題となっている措置と法的主張とを結びつけることで、問題を明確に提示することを容易にしている。SCM 協定 19 条への一般的な参照であっても（説明と合わせて読めば）「申立ての法的根拠についての簡潔な要約」であって「問題を明確に提示するために十分なもの」という DSU 6.2 条の要件を充たしていると考えられる（4.30）。もっとも、通常は、違反を申し立てる規定を列挙することが必要であり、複数の義務を含む規定への一般的な参照は、DSU 6.2 条が求める明確さの要件を充たさない場合があり得る（4.31）。SCM 協定 10 条、19 条、32 条への参照は、説明の文脈と合わせて読めば、問題となっている措置に関する主張（10 条、19.3 条、32.1 条）を特定することが可能であり、また、パネル設置要請の中で「二重救済」への言及があることによって、問題が特定され、問題となっている措置と法的主張とが結びつけられ、「申立ての法的根拠についての簡潔な要約（問題を明確に提示するために十分なもの）」が付されていると言える（4.45）。

###### [4.1.3.2] 撤回された主張 (paras 4.46-4.51)

中国が主張の一部を撤回したことは、残りの主張の提示方法が DSU 6.2 条に合致しているかどうかには影響しない（4.49）。中国が主張の一部を撤回したことは、残りの主張が DSU 6.2 条に合致しているかどうかを検討する際に考慮すべき要素ではない（4.51）。



#### [4.1.3.3] 結論 (para 4.52)

中国のパネル設置要請は DSU 6.2 条に合致しているというパネルの認定 (パネル報告 7.4) を支持する (4.52)。

### 4. 2 GATT 10 条 2 (paras 4.53-4.120)

#### [4.2.1] パネルの認定 (paras 4.55-4.62)

#### [4.2.2] GATT 10 条 2 の解釈と適用 (paras 4.63-4.120)

##### [4.2.2.1] GATT 10 条 2 の機能 (paras 4.64-4.67)

GATT 10 条 1 と 10 条 2 は、貿易業者が自らに影響し得る新しい措置を知り、それに適応するための時間を確保しようとするものであり、公表の遅れ等のために知り得ない措置が適用されることがないという期待を貿易業者にもたらずものである (4.65)。US—Underwear において上級委員会は、GATT 10 条 2 が、デュープロセスの側面をもつ透明性の原則を具現するものであると述べている (4.66)。したがって、GATT 10 条 2 における比較の基準は、適用される措置についての貿易業者の期待を反映すべきである (4.67)。

##### [4.2.2.2] パネルによる GATT 10 条 2 の解釈に対する中国の上訴 (paras 4.68-4.94)

GATT 10 条 2 の ‘under’ (「に基いて」) は、この規定の構造等を考慮した場合、‘in the form of’ や ‘in the guise of’ の意味であると考えられる (4.75)。これは、何かが行われる方法や手段を表しているフランス語 (en vertu de) およびスペイン語 (en virtud de) の正文とも整合的であり、これらを英語に直訳した ‘by virtue of’ は、‘in the form of’ や ‘in the guise of’ とは調和し得る (4.76)。フランス語版・スペイン語版からは ‘under an established and uniform practice’ が比較の基準を意味しているものと解することはできず、むしろ、どのように (一般に適用される措置が関税の率を) 増加するのかを表していることを示唆している (4.77)。これらに照らせば、GATT 10 条 2 の ‘under’ は、一般に適用される措置が関税の率を増加するやり方を示すものと解釈することができる。したがって、‘under an established and uniform practice’ は、「関税その他の課徴金の率を増加」する一般に適用される措置の特徴を示していると考えられる (4.78)。

EC—IT Products においてパネルは、‘under an established and uniform practice’ に関して、「関税の率の増加は、当該関税地域全域で (‘uniform’) 適用され (‘practice’) なければ

ならず、その適用は、確実に（‘established’）なされるべきである」としている（4.80）。‘established’ が「確かな基礎をもった（on a secure basis）」措置の適用を意味しているとしても、米国が主張するような時間的ギャップ（当該措置がそのように（under an ‘established’ practice）適用されているとみなされるまでの時間的ギャップ）が生ずることには必ずしもならない。‘established practice’ は、ある程度の期間を通して行われている慣行の他に、確かな基礎をもって存在する慣行をも意味し得る。辞書における ‘establish’ の意味に照らせば、ある程度の期間を通して行われているわけでは必ずしもないが、法によって定められた practice を意味するものとして ‘established’ を用いることもできる（4.81）。

‘uniform practice’ について、EC—IT Products のパネルは、「輸入の時期や場所、関係する輸入業者や政府によって変わることはないもの」であると述べているが、我々も同様に、‘uniform’ は、措置の一貫性ある（consistent）適用を意味しているものと理解する。措置の一貫性ある適用は、一般に適用される措置とは異なるものであり、また、ある加盟国の関税地域全域で適用されることを必ずしも必要とするものではない（この点については EC—IT Products のパネルとは意見を異にする）（4.82）。‘under an established and uniform practice’ は（措置それ自体ではなく）措置の適用を指すのに対し、‘general application’ は措置それ自体を指している。したがって、一貫性をもって適用されていない措置は ‘uniform’ に適用されていないことになるが、それでも一般に適用される措置（a means of general application）ではあり得るのである（4.83）。

‘under an established and uniform practice’ を（パネルのように）比較の基準を意味すると解した場合、GATT 10 条 2 が、一方で「輸入その他の課徴金の率を増加」する措置については比較の基準を明示しながら、他方で「新たな若しくは一層重い要件、制限若しくは禁止」を課す措置については比較の基準を明示していないのはなぜかを説明することができない（4.84）。GATT 10 条 1 も ‘under an established and uniform practice’ を解釈する際の文脈となる。GATT 10 条 1 は、10 条 2 の「一般に適用される措置」を含むさまざまな措置は「諸政府及び貿易業者が知ることができるような方法により、直ちに公表しなければならない」と定めていおり、既存の関税の率や輸入の要件等は、通常は公表された措置に示されていることを前提とすることができる。したがって、GATT 10 条 2 における比較の基準を特定する際には、10 条 1 で直ちに公表することが求められている措置を出発点とすべきであると考えられる。先行する 10 条 1 が措置の公表を求めているにもかかわらず、10 条 2 における比較の基礎は確立された統一的慣行に求めなければならない理由も理解できない（4.85）。‘under an established and uniform practice’ の通常の意味、GATT 10 条 2 の中の位置、文脈、また、透明性・デュープロセスに関して 10 条 2

が果たす機能に照らした場合、この文言は（比較の基準として使われるものではなく）一般に適用される措置にかかるものと考えられる（4.86）。

パネルは、「新たな若しくは一層重い」要件・制限・禁止（GATT 10 条 2）に関して、行政機関の慣行から生ずる要件・制限・禁止と比較すべきであるとしたが（4.90）、それには反対する（4.92）。パネルが、「確立された統一的慣行に基いて」という文言を、関税の率が増加したかどうかを判断する場合に用いる過去の率を示すものと判断し、GATT 10 条 2 に関して、「問題となっている措置により実施される新しい率と、確立された統一的慣行に基づいて過去に適用されていた率との間で」比較が行われるべきであるとしたのは誤りである。また、パネルが、一般に適用される措置が「新たな若しくは一層重い」要件・制限・禁止を課すものであるかどうかの決定に関して、行政機関による当該措置の解釈から生ずる要件や制限と比較すべきだとしたのも誤りである（4.93）。一般に適用される措置で「確立された統一的慣行に基いて輸入に課される関税その他の課徴金の率を増加」するものを判断する比較の基準に関するパネルの解釈（パネル報告 7.155）、および、一般に適用される措置で「新たな若しくは一層重い要件、制限若しくは禁止を課するもの」に関するパネルの解釈（パネル報告 7.203）を取り消す（4.94）。

#### 〔4.2.2.3〕 GATT 10 条 2 の目的における国内法の意味の決定（paras 4.95-4.102）

#### 〔4.2.2.4〕 GATT 10 条 2 における比較の基準の特定（paras 4.103-4.114）

パネルは、米国法を適用する行政機関の慣行自体が比較の基準であるとしており、違法な慣行であっても比較の基準となる可能性を残しているように思われる（4.103）。しかしながら、GATT 10 条 2 における比較の基準を特定するにあたっては、パネルは、行政機関の慣行というレンズを通してのみでなく、米国 112-99 法以前の相殺関税法の客観的な評価から直接その意味を確認すべきであった（4.104）。比較の基準の特定作業は、問題となっている措置よりも前に存在した、一般に適用される公表された措置の文言を出発点とすべきである。GATT 10 条 2 は透明性とデュープロセスの原則を反映するものであり、比較の基準は、貿易業者が依拠することができ、したがって貿易業者の期待をもたらす規範に反映されるべきである（4.105）。しかしながら、一般に適用される過去の措置が公表されていないか、そもそも措置がない場合があり得る。前者の場合は、公表されていない措置の意味を、その文言や行政機関の慣行、裁判所の判決等に基づいて確認し、それとの比較を行うべきである。後者の場合は、関税の率や要件・制限・禁止が存在しないということを比較の基準とすべきである（4.106）。行政機関の慣行は、国内法の意味・内容を決定する際の関連要素の一つであることは確かであるが、それ自体

が GATT 10 条 2 における比較の基準とはならない (4.108)。パネルが行政機関の違法な慣行も比較の基準となるという可能性を残した点にも反対する。貿易業者は行政機関によって (最終的には裁判所によって) 法令が正しく適用されることを期待するはずであり、公表された法令や裁判所の判決と抵触する行政機関の慣行に依拠することを貿易業者に期待することはできない。そのような趣旨で、GATT 10 条 3 は、行政上の措置について貿易業者が争うための裁判所・訴訟手続を確保しようとしているのである (4.109)。パネルは、行政機関の慣行を出発点として、次にそのような慣行が合法かどうかを検討するのではなく、一般に適用される公表された過去の措置の意味の確認に焦点を当てるべきであった (4.110)。

#### 〔4.2.2.5〕 問題となっている措置に対する、パネルによる比較の基準の適用 (paras 4.115-4.118)

比較の基準に関するパネルによる GATT 10 条 2 の解釈を取り消したため、問題となっている措置に対するパネルによるその適用も取り消す (4.115)。米国 112-99 法 1 条が「確立された統一的慣行に基いて輸入について課せられる関税その他の課徴金の率を増加」する規定であることを中国は証明していないというパネルの認定 (パネル報告 7.191)、および、米国 112-99 法 1 条が「輸入について……新たな若しくは一層重い要件、制限若しくは禁止を課する」規定であることを中国は証明していないというパネルの認定 (パネル報告 7.208) を取り消す (4.118)。

#### 〔4.2.3〕 結論 (paras 4.119-4.120)

中国からの輸入に関して米国は米国 112-99 法 1 条を正式の公表前に実施したが、同条は「確立された統一的慣行に基いて輸入について課せられる関税その他の課徴金の率を増加し、又は輸入について……新たな若しくは一層重い要件、制限若しくは禁止を課するもの」ではないため、米国は GATT 10 条 2 に違反していないというパネルの認定 (パネル報告 7.209, 7.210, 7.211, 8.1.b.ii) を取り消す (4.119)。2006 年から 2012 年にかけて非市場経済国としての中国に相殺関税を課した米国商務省の慣行は米国法上合法であることが推定されるというパネルの認定 (パネル報告 7.185, 7.186)、および、米国 112-99 法制定前の米国商務省の慣行が米国法上合法かどうかという問題を検討することが意味をもち得る (少なくとも不適切ではない) というパネルの認定 (パネル報告 7.159) は、実益を欠くこととなり (ムートとなり)、法的効果をもたない (4.120)。

#### 4. 3 DSU 11 条 (paras 4.121-4.122)

中国は、パネルが米国商務省の慣行を「合法であると推定される」とみなすべきであるとした点（パネル報告 7.158-7.186）について、付託された問題の客観的な評価（DSU 11 条）を行っていないとして、パネル認定の取消しを求める（4.121）。しかし、これは、GATT 10 条 2 のパネルによる解釈・適用について上級委員会が検討する際に扱った問題である。GATT 10 条 2 の解釈・適用に関するパネル認定を取り消し、米国商務省の慣行の合法性に関するパネルの認定は実益を欠くこととなり、法的効果をもたないとしているので、DSU 11 条に関する中国の主張をこれ以上検討する必要はない（4.122）。

#### 4. 4 GATT 10 条 2 の検討の補完 (paras 4.123-4.183)

上級委員会は、パネルが十分な事実認定を行い、また、争いのない事実を記録しているために検討を補完することが可能であるという場合には、検討の補完を行ってきた。逆に、パネルによる事実認定や争いのない事実の記録が不十分なため独自の検討を行うことができない場合には、上級委員会は検討の補完を行ってきていない。上級委員会による補完を妨げる他の理由としては、問題が複雑であることや、パネルで問題が完全には議論されていないことが含まれる。また、パネルがまったく検討していない主張に関わるような場合にも、上級委員会は補完を行わなかったことがある（4.124）。米国 112-99 法 1 条がそれ以前の法令を変え、非市場経済国に相殺関税を課す米国商務省の権限を初めて認めたものかどうかについては、701 条(a)と(f)の文言を検討するだけでは答えることができない（7.141）。Georgetown Steel 事件連邦巡回区控訴裁判決は、一方で、米国 112-99 法 1 条はそれまで適用されていた相殺関税法を変えるものという読み方ができるが、他方で、既に相殺関税法が求めていたものを明確にするものという読み方もできる（4.149）。パネルは、この判決の射程範囲について検討すべきであった。パネルが検討しなかったために、上級委員会は、米国 112-99 法 1 条が非市場経済国への適用の面で相殺関税法を変えたのか明確にしたのかについて判断するための指針を得ることができない（4.150）。米国 112-99 法制定前の相殺関税法の意味を確認するにあたり、米国商務省の 2006 年以前の慣行が重要な要素となるにもかかわらず、以前の慣行に関するパネルの調査は非常に限定的であり、多くが不明確なままである（4.159）。相殺関税法の適用に関する米国商務省の慣行は 2006 年に変わったが、このこと自体は、その基礎となる法令上の任務が米国 112-99 法の制定によって変わったのかどうかという問題を解決するものではない（4.165）。関連する期間における米国商務省の慣行を検討したものの、米国 112-99 法制定以前に、米国相殺関税法は非市場経済国からの輸入に対して相殺関税を課すことを禁止していたのか、あるいは、補助金の存在を確認することができる場合には非市場経済国からの輸入に相殺関税を課すことを求めていたのか

について、最終的な結論を出すことはできない (4.166)。パネルの記録に基づいて米国の相殺関税法を検討して明らかになったことは、関連する法的文書の文言、非市場経済国からの輸入に対する相殺関税法の解釈・適用における米国商務省の慣行、米国裁判所の判決、法律家の専門的意見は、さまざまな読み方が可能であるということである。パネルは、GATT 10 条 2 における比較の基準の解釈を誤り、2006 年以降の米国商務省の慣行に焦点を当てた結果として、GATT 10 条 2 の正しい解釈に基づいて結論を出すことを可能にするような米国相殺関税法の諸要素について適切な検討を行わず、そのため、上級委員会の作業が困難になった (4.182)。米国 112-99 法が相殺関税法を変えたのかどうかについて検討を補完し、結論に達することができず、したがって、同法が関税の率を「増加」し、あるいは「新たな若しくは一層重い」要件・制限を輸入に対して課す (GATT 10 条 2) のかどうかについて判断することができない (4.183)。

## 5 認定と結論

[略]

## IV 考察

### (1) SCM 協定に関連する問題について

2012 年 3 月 13 日に制定された米国 112-99 法 1 条は、相殺関税の対象として非市場経済国からの輸入が含まれる (include(s)) と定めるとともに、2006 年 11 月 20 日以降に調査が開始されたものに適用するとしている。他方で、それに伴うダンピング防止税の調整について定める同法 2 条は、同法の制定日以降に調査が開始されたものに適用するとしている。したがって、2006 年 11 月 20 日から同法が制定されるまでに調査が開始されていたものについては、ダンピング防止税と相殺関税の併課が、調整されないまま残ることになる。中国からの輸入に対する両税の併課 (二重救済) については、既に DS379 において上級委員会が米国の SCM 協定違反を認定しており (2011 年度報告書 (伊藤委員) 参照)、本事件のパネルによる SCM 協定 (19.3 条、10 条、32.1 条) 違反の認定は避けられなかったように思われる。米国もこの点については上訴していない。(米国 112-99 法の制定後に米国が行った DS379 の実施通告に対して中国が異議を唱えているのも、同法 1 条と 2 条の適用に関する時間的範囲の齟齬に起因するのかもしれない。)

本事件において米国が、中国のパネル設置要請が DSU 6.2 条に合致していないことを主張し、SCM 協定適合性についてパネルが判断する前提を争ったのも、そのようなことを背景とするものであろう。中国が、DS379 のパネル設置要請においては、両税の併課によって米国が違反した規定として SCM 協定 19.3 条、32.1 条（および 10 条、19.4 条）を具体的に挙げておきながら、本事件においては SCM 協定 19 条、32 条（および 10 条）という一般的な参照の仕方をした理由は不明であるが、DS379 に照らした場合、そのような一般的な参照では DSU 6.2 条の要件を充たさないという米国の主張を支持するのは難しいように思われる。

## （２）GATT 10 条 2 の解釈：「正式の公表前に実施してはならない」

本事件においてパネルが指摘するように、GATT 10 条 2 の違反があると言うためには、問題となっている措置が、①「[加盟国] が執る一般に適用される措置で、確立された統一的慣行に基いて輸入について課せられる関税その他の課徴金の率を増加し、又は輸入について……新たな若しくは一層重い要件、制限若しくは禁止を課すもの」であり、かつ、②その「正式の公表前に実施」されたことが示されなければならない（パネル報告 7.93）。パネルは、この 2 つの要素は、特定の順序で取り上げなければならないものではないとして、②から検討を行い（7.94）、米国は 112-99 法をその正式の公表前に実施したとした。

仮に①から検討した場合、パネル（多数意見）は米国 112-99 法が①の要件を充たしていないという結論のため、その段階で GATT 10 条 2 の違反はないということになり、②について検討する必要がなくなる。しかし、②についてパネルが検討しておかなければ、上級委員会が米国 112-99 法は①の要件を充たしていると判断した場合、パネルによる（②に関する）十分な事実認定がないとして、上級委員会は②について法的な検討を補完して行うことができないという可能性が生ずる。おそらくはそのような事情も考慮して、パネルは②から検討したのではないかと思われる。

しかしながら、米国 112-99 法がその正式な公表前に生じた事態に関して適用することを定めているということだけから、同法がその「正式な公表前に実施」されているという結論は導き出せないはずである。仮に、米国が主張するように、米国 112-99 法 1 条がそれまでの米国法を確認する規定にすぎなければ（すなわち、①の要件を充たしていないとすれば）、同条がその正式な公表前に生じた事態にも適用されることを明示的に定めていたとしても、それが遡及的な適用ということには必ずしもならないからである。その意味で、パネルが②から検討を行ったのは妥当ではなく、②について検討するのであれば、①の検討の後で、パネル（多数意見）の結論とは異なり①の要件が充たされていると仮定した場合の問題として、検討すべきであったように思われる。

### （３）GATT 10 条 2 の解釈：「[加盟国] が執る一般に適用される措置で、確立された統一的慣行に基いて輸入について課せられる関税その他の課徴金の率を増加」するもの

本事件においてパネル（多数意見）と上級委員会の判断が分かれたのが、米国 112-99 法 1 条が「確立された統一的慣行に基いて輸入について課せられる関税その他の課徴金の率を増加」するかどうかの判断の仕方についてである。パネル（多数意見）は、‘under an established and uniform practice’（「確立された統一的慣行に基いて」）という語句は、率を増加するかどうかを示すために用いられる過去の率を特定するのに役立つものであると捉えた上で、問題となっている措置（measure）によって実施される新しい率と、確立された統一的慣行（practice）に基づいて過去に適用されていた率とを比較し、増加はないと判断した。これに対し、上級委員会は、‘under an established and uniform practice’ は措置の特徴（適用のされ方）を示すものであると捉えた上で、問題となっている措置（の下での率）と、それ以前の措置（の下での率）とを比較すべきであるとした（パネルの少数意見もほぼ同趣旨）。

一般論として、パネル（多数意見）のように異なるレベルのもの（措置（measure）と慣行（practice））を基礎として比較を行うのは適切ではないと言える。また、パネル（多数意見）のように ‘under an established and uniform practice’ は比較の基準を意味すると解した場合、上級委員会が指摘するように、GATT 10 条 2 が、一方で「輸入その他の課徴金の率を増加」する措置については比較の基準を明示しながら、他方で「新たな若しくは一層重い要件、制限若しくは禁止」を課す措置については比較の基準を明示していないことになる。このような点も考慮すれば、‘under an established and uniform practice’ については、それを（関税の率を算定する根拠となる）措置の特徴（適用のされ方）と捉える上級委員会（およびパネルの少数意見）の解釈が妥当であろう。

### （４）GATT 10 条 2 の適用：米国 112-99 法 1 条が「関税その他の課徴金の率を増加」するかどうか

GATT 10 条 2 の ‘under an established and uniform practice’ を、本事件における上級委員会のように解釈するとして、米国 112-99 法が関税の率を「増加」するかどうか（あるいは、「新たな若しくは一層重い」要件・制限を輸入に対して課すかどうか）が、次に問題となる。この点について、上級委員会は、パネルの検討が不十分なため判断することができないとした。（パネルの少数意見は、米国 112-99 法は関税の率を増加し、新たな若しくは一層重い要件等を課すものであるとしている。）

しかしながら、GATT 10 条 2 における比較の基準は（上級委員会自らが述べるように）適用される措置についての貿易業者の期待を反映すべきであるとすれば、異なる見方もで



きるように思われる。本事件で問題となる貿易業者の期待とは、「中国（非市場経済国）からの輸入に対して米国の相殺関税が課されることはない」というものであるが、この期待は、米国関税法の文言からではなく（そこでは非市場経済国からの輸入は適用対象外と定められているわけではない）、関税法は非市場経済国からの輸入には適用されないという米国商務省の 1984 年の決定をきっかけとして形成されてきたものである。そうだとすれば、その米国商務省が、中国（非市場経済国）からの輸入について相殺関税調査を開始した時点ないし中国からの輸入に関税法を適用できると決定した時点（それぞれの措置の正式の公表時点）で、「中国からの輸入に対して米国の相殺関税が課されることはない」という期待を中国の貿易業者がもち続ける根拠はなくなったと考えられよう。

このように考えるとすれば、米国 112-99 法が関税の率を増加する（あるいは、新たな若しくは一層重い要件・制限を輸入に対して課す）ものであるとしても、また、同法の制定よりも前に調査が開始されていたものにも適用されるとしても、それは、中国の貿易業者の合理的ないし正当な期待に反してそうするものではないと評価できよう。その意味では、米国 112-99 法は関税の率を増加するものでも新たな若しくは一層重い要件等を課すものもなく、したがって GATT 10 条 2 には違反しないというパネル（多数意見）の判断が、その結論だけをとれば、むしろ妥当であるように思われる。（なお、この点に関して、第三国参加した日本の意見（上級委員会報告 2.88-2.89）も参照。）

以上